

市民福祉常任委員会（12月6日）

開会（8：57）

○深田委員長 ただいまより市民福祉常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は7件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、市立病院、市民部、健康福祉部、環境部として進めたいと思うが、御異議ないか。

（異議なし）

市立病院所管の議案の審査に入る。

議第94号「令和元年度焼津市病院事業会計補正予算（第1号）案」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○岡田委員 これは、当初予算のときは血液内科の医師、当然予想はされていたけれども、いわゆる入院の数だとか、それから薬品の数量的な、こういったものは当初は予想がされていなかったという考え方でいいでしょうか。

○清水病院事務部長 赴任をされてきて、どういった治療をやるかというのは、やっぱり実際にそれからでないとわかりませんので、それで半年経過したところで、やはり実績の中でこういった治療が行われているので、それをもとに後半の部分も見込んだという形で、今回補正を上げさせていただくという内容になっております。

○岡田委員 私の息子が急性白血病で現在治療中でございます、その関係で大体の薬価はわかるんですけども、おおよその人数としてどのぐらいを考えていらっしゃるか教えてください。

○幡野用度施設課長 お答えします。血液内科ですが、平成30年度につきましては、入院は専任のドクターがおりませんでしたので、外来については486人、血液内科の本年度4月から3月の見込みとしましては、入院が約3,000人、外来が約1,140人ということになります。あくまでも現状での見込みということでございます。

以上です。

○岡田委員 それで、この後の補正で大丈夫ですね。

○鈴木企画経理課長 この増額で賄えるものと調定させていただきました。

○太田副委員長 ちょっと教えていただきたいんですが、医薬分業ということで厚労省では進んできたと思います。そういう意味で、新しい新薬がどんどん出てくるんだけど、病院が果たして在庫を持たざるを得ないのかなと。医薬分業ですから、当然病院はできるだけ、本来は薬局分を置かないような話が最初は出ていたんだけど、そういう格好でいきますと、お医者さんが在庫を持ってくれと、新薬ですからどんどん劣化していくわけですね。新しいのがどんどん出てきますので。そうしますと、果たして病院が在庫を持つ必要があるのかなと。必要だからとお医者さんに言われれば用意せざるを得ないんだろうけれども、その辺はどうなんですか。教えていただくとありがたいです。

○寺田医事課長 ただいまの御質疑なんですが、主なものが注射の薬剤になります。注射

の薬剤というのは、患者さんに投与するんですが、御自宅で飲んでいただくというようなものではありませんので、病院の中で、外来で点滴治療をする、入院で点滴治療をするというものになりますので、どうしても病院の薬局のほうに在庫を置く必要があるものでございます。内服薬の抗がん剤というのもございますが、それにおきましては、今まで院外処方ということで外の薬局のほうに出していた経緯はあります。当院の場合、92%ぐらいが院外薬局に出しているというようなパーセンテージでございます。ほかの病院、例えば藤枝とか島田におきましては75%台ということになっておりまして、院内で出している率が高くなっております。当院におきましては92%ということで、非常に高いものを出しております、ほかの病院に比べて、持っている在庫の数は少なくなっているということになります。

以上、お答えとさせていただきます。

- 太田副委員長 そうしますと、当然新しい医局ができますと、それに伴ってそういう院内在庫というのは持たざるを得ないという捉え方でよろしいんですか。
- 寺田医事課長 そうなるかと思えます。注射の薬剤なんかは1つの病名にしか使えないということではなくて、例えばがんでも、腎がんに使います、胃のがんに使いますとかというような形で、だんだん使用できる適用症が広がっていくようになりますので、そうすると、今まで1種類のがんにしか使えなかったのが、2種類、3種類のがんに使えるとなると、使用頻度も高くなって、当然在庫の数もふやしていかなければならないということになっていくものでございます。
- 渋谷委員 今回のこの資料にフローチャートから、それから、バランスシートから入れてくれているんですけど、それで、数字のほうを疑っているわけじゃないので、それは監査がしっかりやってくれているから数字はいいというふうに思っていますけれども、こういった資料をここに付けてくれているんですけど、これをつけて、わからないよね。それで、貸借対照表の令和元年度が、令和2年3月31日を予測してくれているよね。くれているんだけど、損益計算書に関してはないですね、予測が。それで、企業会計なものだから、予測という、そもそも企業会計に補正予算が必要なのかというところもあるんだけど、できればそっちのほうをもうちょっとわかりやすいようなデータでもらえると、せっかくつけてくれているもので、これ、なければいけないかなと思っているんだけど。

それで、こここのところで、今回の増額の部分が出てきますけど、単純に言って1億5,100万円が事業収入として医業収益で出ていますけれども、この数字が、せっかくこれはつけてくれているので、貸借対照表のどこに反映されているかというのが、言えますか。

- 鈴木企画経理課長 お答えいたします。

貸借対照表の借方、貸方の各勘定科目に直接当年度の最終損益というものは無いんですが、ここの剰余金合計、85億5,135万5,000円の欠損、こちら、当初ですと、ここの欠損金の金額は86億78円。ですから、この増額の分、欠損金が少なくなるという形になります。

- 渋谷委員 公会計だと予算だったら款項目でこう言っているから、こここのところが入ってきて、この分だけが減額になりますよとか増額になりますよということになるんだけど

ど、このデータだとそれが、例えばどこで処理されているかというのが数字として、これだけ見たってわからないじゃん、はっきり言って。せっかくつけてくれているのは何でかなというふうな疑問を持っているということです。

それと、減価償却の累計でずっと減価償却のほうがされているんですけど、減価償却の累計でずっと来ていて、それで、最終的な剰余金の処分のところの数字の当期末処分欠損金のところに数字が出ていますけど、これってずっと累計で来ているもので、単年度においてもこれと同じような数字の推移であるという想像をしているんですけど、それでいいんでしょうか。

○鈴木企画経理課長 当年度未処分欠損金、これが過去からの累計でありまして、この数字の中には退職給付引当金ですとか、そういうものも積んでの累計になりますので、この部分で内訳ですとか、あるいは単年度の分がどうかというところが、なかなかお答えしにくい面があります。

○渋谷委員 それで、何を見たいかという、結局減価償却がされていますよね。それで、欠損がこれだけ出ていますよね。それで単純な話、建物の減価償却の累計が、これは84億3,200万何がしになっていますよね。そうすると、この数字が反映されてきていくとするならば、これから今後の病院、建て直しが何だかんだとなったときの目安として、そうすると、減価償却がこれだけ出ていて、その後に建物、それから構築物、それで車両まで減価償却を出しているの、だから、この部分だけはそっちのほうに回るということで、そういう理解でいいの。

○鈴木企画経理課長 いわゆる減価償却の分だけ、後年度投資ができるんじゃないかというお話ですね。病院につきましても、あるいはほかの民間企業の製造業についても、大体設備投資の金額につきましても、当年度減価償却の分ぐらいは翌年設備投資に回っているのが実情でございまして、病院においても減価償却費の分以上、病院の場合はもうちょっと業種的に大きい金額になりますが、少なくとも減価償却費以上の翌年投資を毎年しているところでありまして、その投資というのは、医療機器の購入ですとか、新病院に絡む費用ですとか、そういうものでございまして。

○渋谷委員 それで、そのときに、これの減価償却って定額でやっているんだよね、たしか。定額でやっているということは、これ、法定の数字でずっと来ているということですよ。というのは、減価償却というのは、別に法定の分だけしなくたって、極端な話、こっちの855億円のやつを削ろうと思えば、こっちを削ったってこっちの数字は減るだよ。だから、ちゃんとやっているんだよね。そうすると、その数字で残ってくるという解釈でいいんだよね。

○鈴木企画経理課長 今まさに御指摘のとおりです。極端な話、中小企業会計ですと、商法と税法がありまして、税法にのっとって申告、これは減価償却を計上していなくてもいいです。税務署としてはその分税金がたくさん入るわけですから。ただ、グローバルスタンダードで、これは商法に基づいてちゃんと減価償却をするというのが世界共通のルールですので、なかなか信用度というのがあります。病院事業会計におきましても、これは減価償却をしっかり計上して、今の企業体力、資産と負債の状況をあらわしなさいというのが、そういうことが通例となっております。

○渋谷委員 最後にもう一つ。これ、何でこういうのが出てきているのかというのがわか

らないんだけど、予想の貸借対照表はついているけど、予想の損益計算書はないよね。それって出せないからと言われればそれまでだけど、せっかく予想でこうやってやってくれているなら、それも予想してくれてもいいんじゃないかと思うんだけど。

○鈴木企画経理課長 残り半年なわけですけども、実は、例えば現金、日々外来患者がいらっしゃって、大体1日の外来集金費1,000万円弱、現金で扱うものでして、その金額というのは多寡があります。そして、きょうはこのぐらいのお金が入っていても、翌日支払いがあつたりとか、日々資産も負債も動いていきます。そういった中で、予想の損益計算書は、内部資料としては私どももつくって、当然経営会議等で諮っているわけですが、やはりかなり大きなぶれがどうしても出てきますので、単月、翌月の資金繰りですとかそういう収支は、ほぼほぼ確定値に近いものは出していますが、半年後といいますと、なかなか患者数の増減ですとかいろんな要因で、そういうことで予定の損益計算書はこちらには載せてはございません。ただ、貸借対照表から、固定資産ですとか、流動資産の大体の資金繰りを見据えたこういうものは載せられるということで、1つの目安としてこちらだけ載せさせていただいております。

○幡野用度施設課長 議案とされておりますのは、109ページのこの1枚目だけが基本的な議案なので、あとは補足資料ということになるんですが、一番難しいのは110ページの予算実施計画、これが税込みになります。あとそれ以降のものについては税抜きになっておりますので、それで、損益の数字が示されているのが、この次のページの111ページのキャッシュフローの一番上、当年度純利益、それが1億6,571万8,000円のマイナスになっておりますので、これが今回補正を行った後の損益の数字ということになっております。それで、結局税抜き・税込みの処理をしますので、なかなかこのフローをつくるのが難しいものですから、そういうようなつけ方はさせていただいていないということになっております。

以上です。

○内田委員 薬品費のこの1億3,600万円は、特別に高い薬品を買わなければいけないからということなのか、何種類、内訳を聞いても多分わからないと思うんですけど、感覚的には何種類かの高い薬品があつて、それがこのぐらいになっているということでしょうか。

○幡野用度施設課長 薬品費の御質疑ですけども、一番金額の高い5品目、アバスチン、これは金額的に昨年度とほとんど変わらないです。あと、オブジーボ、ここによく出てくる、これもほとんど数字は変わっておりません。ことしになってかなりふえてきているのがキイトルーダ、これが3,600万円ほどふえております。それから、あとパージェタ、これが1,200万円ほどふえております。それからサイラムザ、これが1,000万円ほどふえておまして、対象の人員としましては、月平均でいいますと昨年度の37人から54人にふえてきております。プラス17人、その薬剤を使用されている方がふえてきているということでございます。それによって補正が必要になっているということでございます。

以上です。

○内田委員 それともう一つ、棚卸資産購入限度額が2億円上がる、この限度額をふやすというのは、薬品費が高くなっているということと関連しているということよろしい

んですよ。

- 幡野用度施設課長 棚卸購入限度額が18億円から20億円にふえております。この材料費というのは、実際に患者さんに使用した段階で材料費という費目になります。それで、棚卸購入限度額につきましては、購入するものについてということになりますので、余りたくさんの在庫を持ち過ぎても廃棄になってしまうという可能性がありますので、そこら辺で上限を設けているということでございます。だもんですから、購入する分が棚卸購入限度額。これは厳密に数字を計算しているわけではなくて、大体どこの病院も切りのいいところで設定をいたしております。

以上です。

- 松島委員 今の内田委員のお話にもありましたけど、やっぱり薬価の上昇ということは、これはやむを得ないもので、しょうがないなというふうに思うところがあるんですが、やはり補正予算を審査する上では、1億3,600万円という金額、やはり補正としては、材料費というところでは非常に大きいものかなというふうに感じるんですが、今回血液内科が新設されたということにおいて、病院への貢献はどのようにあって、それが、例えば経営上の貢献度もあるんだけど、いずれにしても薬価として血液内科の部分でふえているよとかということであればわかりやすいんですけど、今、内容についてお話、今質疑があったんですけど、どの治療にどういう金額の薬価がおりているかというところをわかりやすく言っていただくと、我々が市民の代弁者として、何で薬価が上がっていて、こういう病気に対するこういうものがというのが、代表的なことがわかれば、非常に納得性のある審査ができると思うので、そこをわかりましたら教えていただきたいなと思っております。

- 幡野用度施設課長 先ほどのキイトルーダというのが進行性の肺がん、それから、パージェタというのが乳がん、それからサイラムザ、これが胃がん、大腸がんというような適用がありまして、ことし4月1日から11月30日に治療した患者さんなんですが、キイトルーダが外科52本、人数で言いますと11人、それから泌尿器科、本数で言いますと36本、人数で言いますと8人、それからパージェタ、これは外科で75本、人数で言いますと14人、それからサイラムザ、これが消化器科、本数11本、人数が2人、それから外科、本数29本、人数で言いますと9人ということになりまして、先ほどお話がありました血液内科についてはそれほど金額が、ほかのところと比べてということでもありますけれども、注射薬については血液内科で、昨年同期と比べて1,100万円ほど購入額がふえております。

以上です。

- 松島委員 今のお話を聞くと、非常に納得性があるものかなと思っております。1億3,000万円を使って何人の命が救えたかと言えば、これは非常に納得性のあるものなので、今死亡原因の2分の1はがんだと言われている時代にあって、がん治療薬も新しいものを積極的に導入し、治療に使っていただくということは非常に納得性があるものだなというふうに思いますけど。今、子どもの数が減ってきて、小児科とか、出産・分娩等の数が非常に減っているんだろうなということが容易に想像できるわけですけども、そういったところでのマイナス要因もある中で、血液内科という新しく新設された科が、経営に対して貢献しているよというようなことがあるとすれば非常にいいことかなと思いま

す。総合的に見ると赤字だなというところ、これは病院という、市立病院という形態を考えた場合、経営基盤を考えた場合、やむを得ない部分もあるのかなと思うんですが、一般財源から補填しなければならない金額なんかがふえてくるということはこれから注意していただきながら、かつ、薬価のところは納得性のあるものなので、非常にバランスのいい経営感覚というのをとっていただきたいなと思いますし、特に先ほど太田副委員長からも話がありましたけれども、余分な薬がないだろうかなとか、非常に期間の短い薬品があるというようなことも聞いていますので、そういったものはやっぱりどうしても買いかえていかなきゃならない、破棄しなければならないものも当然あると思うんですが、その辺も効率のいいものを考えていただくようお願いしたいなと思います。

以上です。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第94号「令和元年度焼津市病院事業会計補正予算(第1号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第106号「焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

副委員長、交代してください。

○太田副委員長 交代します。

○深田委員長 上げて下げるということで、結局幾らから幾らになるのかというのを教えてください。

○塩谷病院総務課長 年間に換算いたしまして、平成30年度の金額が4.45カ月ですので、こちらが362万3,190円から、令和元年度につきましては4.5カ月になりますので366万3,900円ということで、4万710円の増額となります。

以上でございます。

○太田副委員長 委員長に戻します。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第106号「焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 以上で市立病院所管の議案の審査は終了した。

市民部所管の議案の審査に入る。

議第89号「令和元年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

- 深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 渋谷委員 まず、システム改修の162万円、これは国からの変更によってシステム改修をしたということで理解していいんでしょうか。
- 平田保険年金課長 こちらにつきましては、旧被扶養者減免については、今までは当分の間減免をするということになっておりました。それが国のほうから、今後は2年間ということになりまして、それを受けましてシステム改修をするということになっております。
- 渋谷委員 55ページのところの基金繰入金なんですけれども、当初、補正前の予算額から補正後の予算額8,128万7,000円ということになりますけど、これって、この分だけが基金から取り崩されているという解釈でいいですか。ほかにもあるんですか。
- 平田保険年金課長 この基金の取り崩しにつきましては歳入と歳出の最終的な調整になりますので、この分が必要となるということで、これ以外のものはないです。これが、最終的に8,000万円が必要になってくるよということになりますので。
- 深田委員長 副委員長、交代してください。
- 太田副委員長 交代します。
- 深田委員長 令和元年度の国民健康保険の特別会計ですよ。今の時点で、医療給付費と後期高齢者支援金分は予想よりも少なく済んだということですよ。それで、介護納付金が少し上がったということで、予定していた基金繰入金を2億6,600万円、そのほかに職員給与費の関係もありますけれども、2億6,600万円の基金が必要だよということで予算を組んだけれども、それは大幅に減らなくなって8,000万円で済んだということですね。それで、平成30年度の繰越金も見込みはなかったけど、実際には1億3,800万円も入るよということは、やはり令和元年度の予算もかなり黒字になるもので、それを調整するような今回の補正予算じゃないかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。
- 平田保険年金課長 結果的には、今の段階ではそうなっておりますが、今後、例えば保険税ですとかそういう収入の動向がまだ確定はされていないものですから、今後の動向を踏まえて、まだ2月定例会がありますので、補正等がかかる可能性がありますので、今の段階ではこの形になりますということに説明をさせていただくことになります。ですので、先ほど御質疑がありましたが、主な要因といたしましては1億3,000万円余の繰越金があったことによって大幅な減額、基金の取り崩しの減額となったということになっております。
- 深田委員長 そうすると、1月、2月のこれからインフルエンザだとか医療給付費がふえる場合、また追加の補正予算が出るかもしれないということですか。
- 平田保険年金課長 平成30年度に制度が変わりまして、医療費に対する増額につきましては県のほうで担保がとれるということで、医療費が増大したとしても、そちらのほうにつきましてはその分県から収入がありますので、それについては問題がありません。ですので、先ほども御説明させていただきましたとおり、保険料の収入がどうなるかということは、今後推移を見ていかなきゃならないと思っております。
- 深田委員長 予定どおり収納率が93.4%、2020年度から変わる、アップする。でも、今は92%でいいと思うんですけど、それがちゃんと3月までに92%あるかどうかというの

が心配だってお話ですか。それで、医療費の増大は心配しなくていいということで、そうすると医療給付費がどんどん上がった場合には、逆に納付金の追加ということがあるということですか。

- 平田保険年金課長 当該年度においては、この追加はありません。ただし、翌年度以降に、当然医療費を見込んでいく中で増大すれば、その分にはね返ってくるということはありませんので、翌年度以降の納付金の算定において医療費が増大されれば、当然影響はあるものと考えております。
- 太田副委員長 委員長に戻します。
- 渋谷委員 今委員長が質疑したので、確認だけしておきます。55ページ、繰越金のところの最初の当初予算2,000円、これは科目設置だよね。
- 平田保険年金課長 当初予算につきましては科目設置という形で、金額のほうは確定しておりませんので科目設置でさせていただいて、その後補正という形になります。
- 渋谷委員 それで、何で1,000円じゃないの。
- 平田保険年金課長 この2,000円につきましては、療養費、今まで退職者医療交付金というものがあまして、それと科目を分けてあるものですから、その双方に科目設置という形になっておりますので、それで2,000円となっております。
- 深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第89号「令和元年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 深田委員長 以上で市民部所管の議案の審査は終了した。  
暫時休憩する。

休憩（9：53～10：02）

- 深田委員長 会議を再開する。  
健康福祉部所管の議案の審査に入る。  
議第92号「令和元年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）案」を議題とし、当局の説明を求める。  
(当局説明)

- 深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。  
副委員長、交代してください。
- 太田副委員長 交代します。
- 深田委員長 基金繰入金は1億8,400万円ほど入れる予定だったけれども、利用サービスがそんなに多くなかったために、4,900万円ほどで済むよということで減額をすることよろしいでしょうか。この令和元年度は大体これで大丈夫だよということ、それで1月、2月、これからまだあと少しあるので、その間に足りなくなることもないよということを見込んでこの金額にするのか。

それと、繰越金、こちらは1,000円ですけど、3億7,900万円なので、この繰越額というのはかなり大きい金額だと思うんですけど、これはどういったことで、科目設置ということで、本来繰越金は当てにしないよということだと思うんですけど、こんなにたくさんのお金が繰り越されるということはどういうことかと思いましたので。

○川村介護保険課長 基金の減額の理由でございますが、歳入歳出の財政的な調整によるものでございまして、結果として4,000万円になったところであります。

繰越金については、平成30年度は3億円ございましたが、歳出のほうで出ております返還金等があります。返還金が合わせて2億5,000万円等ございますので、実質的な収支としては1億2,000万円程度ということで見えております。

以上でございます。

○深田委員長 繰越金のほうはわかりましたが、基金の4,900万円がいいよとしたんですけど、今後、先ほど言ったように、1月から3月までの利用状況も含めて、また追加補正とかがないよということを含めて、この金額で抑えたということによろしいですか。

○川村介護保険課長 今後の給付の予定等が変わることがありましたら、また2月補正等に変更ということも考えられますので、そこは今後の予定ということになっております。現時点ではこの4,000万円という数字でございます。

○増田健康福祉部長 ただいまの課長の説明を補足しますけど、給付費の見込みは、現時点ではこれで大丈夫だと考えております。その中で4,900万円の基金のということで考えております。最終的にまた今後、不足というか、急にまたサービスがふえたりしましたら、また2月で御審議をお願いする補正予算を計上させていただくかもしれませんが、現時点では今年度の見込みとして予算計上をさせていただいております。

以上です。

○深田委員長 やはり12月時点、現時点の金額を、歳入歳出をちゃんと利用状況も勘案した金額を出さなきゃいけないということなんですね、補正予算として。今後の1月から3月、大体いつも足りなくなって追加補正とかが出るものですから、やっぱりそういうのも見込んで、歳入歳出のバランスをとるために、支払準備基金をもう少しふやして入れておくということが考えられるんじゃないかなと思ったものですから、そういうのをお聞きしたんですけども、そういう考えではないということなんですね。

○増田健康福祉部長 最終的に決算の中で、予算との乖離がなるべくならないように、精度的に高めた予算要求をさせていただいております。余り余裕を持って予算計上をさせていただくと、またその辺の予算と決算の乖離が出ますものですから、多少見込みは、今回の補正の中にも入っておりますけれども、余り大風呂敷というか、ざっくりというような考え方は持っておりませんので、基本的には、これで3月まで推移できるかなというところでございます。

○深田委員長 というと、最初の歳入の当初予算のときが大風呂敷だったんじゃないかということなんですよ。基金、これだけ入れる必要があるんだよということで1億8,000万円の予算を計上したんだから、これが大風呂敷だったということが指摘されるんじゃないですかということを私は言いたいです。

○太田副委員長 委員長に戻します。

○石原委員 予算書の90ページですね。介護予防に関してです。介護予防の総合事業の中

で、これからの、これ、いろいろAとかC、Bが今回ないなというところもあったんだけど、事業所の数も、実際受け入れる体制のできている施設もふえているという現状なんでしょうか。

○落合地域包括ケア推進課長 具体的な数字ということは、数字を持っていませんが、相当サービスにつきましても、通所型のAとかCにつきましても、今利用されている方が利用できないとか、そういった状況は発生しておりませんので、現時点では充足しているというふうに考えております。Bにつきましては、ボランティアの方が中心となってやっているサービスでございます。他市町では実際にやっているところもございますが、藤枝もやっているというふうに聞いていますけど、今現在、焼津市では協議体と話し合いの中で、必要なサービスとかというのを、現在、お話をいただいているところです。今後も、実際にボランティアの方がやってくれるサービスについては今検討している最中でございますので、またできるようになりましたら、皆様のほうにお知らせさせていただきますきたいと思います。

○石原委員 やっぱり通所型サービスBは、これから結構かなめになるかなと注目しているんですよ。他市との比較だったり、ボランティアの方がこれからそういうふうに底支えするというのを市も後押しする体制等、そういった研究、大体いつごろからスタートするぐらいの市の後押しが必要かななんて僕も考えてはいるんですけど、実際そうすることによって、予算もふえる部分もありますけど、それによって緩和される、介護が必要な方、介護予防が必要な方が受け入れられるという、そういった市の全体の体制ができ上がるのかなと思っていますので、またその辺も注目していきたいなと思っています。

あともう一点だけ。認定調査の調査員の給料が減額とありますよね。これは市の職員の方ですか、それとも外部の委託の方のあれですか。教えてください。

○川村介護保険課長 これは職員のものになりますので、調査員ではございません。職員の給与改定によるものです。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第92号「令和元年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 以上で健康福祉部所管の議案の審査は終了した。

環境部所管の議案の審査に入る。

議第88号「令和元年度焼津市し尿処理事業特別会計補正予算(第1号)案」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す(なし)。

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第88号「令和元年度焼津市し尿処理事業特別会計補正予算(第1号)

案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 深田委員長 議第95号「令和元年度焼津市公共下水道事業会計補正予算（第1号）案」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

- 深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 岡田委員 今回、公企業会計に移行したということで、一部、補正が出ておるということで、わかるんですが、その中で2点ほど。国庫金の補助が減ったから事業費が減ったよと。これが、いわゆる事業が減ったもので国庫金の補助が減ったのか、それとも、国庫金の最低がここまでだよというふうに出てきたのか、それと、国の補助金が減ったから委託料が減るといふ、この意味が僕には理解できないんだけど、この辺の説明をお願いします。
- 天野下水道課長 まず、国庫交付金の減額でございますけれども、本来ならば国の補助金と申しますのは、前年度に要望額を提出いたしまして、その要望額に基づきまして当初予算を編成させていただくこととなります。その後、国の内示が出まして、その内示が満額ついている場合と、シーリング等で90%だったり80%だったりというふうに減額になる場合がございます。今回の補正に関しましては、昨年度の予算を編成したときには、公営企業会計に移行する関係もありまして、少し一般質問と比べて早目に予算編成のほうをしておりました。その後、実際に事業を展開しているものですから、実際に要求した額と実際に予算書で編成した額と差があったということと、それから、国のほうから交付金のほうの内容、現在、国土強靱化の補助金等のメニューが国のほうで出されておりますけれども、そちらのメニューのほうに変えさせてもらうよということで県のほうから通達がございまして、そういった関係もあって、国に要望額で出したものと実際に交付された内示額との差がございましたので、今回補正をさせていただいたということでございます。

また、なぜ工事なのに委託料かということでございますけれども、まず、今回の交付金の対象となっておりますのは汐入下水処理場の改築更新に伴う事業でございます。こちらのほうは、確かに現場のほうは工事でございます。ただ、実際に市のほうが、工事のほうを実施しておりますのが日本下水道事業団という事業体でございまして、市は日本下水道事業団と協定を締結いたしまして、その工事協定に伴いまして下水道事業団が工事のほうを実施してございます。市のほうは委託費という予算の中で事業団に対する協定の予算を組んでおりますので、そこで委託料ということになっております。それが御質疑のあった2点の御回答になります。よろしく願いいたします。

- 岡田委員 そうすると委託料が減っているというのは、要は工事が減っているということで理解していいんですね。それでもう一つは、いわゆる国土強靱化のほうの予算に変わったということで、その分は他会計の負担になるのか。
- 天野下水道課長 実際に国庫交付金のほうは、あくまでも国庫交付金の額でございまして、国土強靱化の交付金を使っているからといって、うちのほうの予算は国庫交付金、補助金のほうの予算で変更はございません。実際に減額になったものに関しましては、

実際には国庫交付金が確定したことと、それから、実施設計後の内容、積算の精査、それから、入札に伴う減額等が生じたため減額しておりますので、そういった変更になってございます。

以上です。

○深田委員長 副委員長、交代してください。

○太田副委員長 交代します。

○深田委員長 下水道事業収益というのは個々の、公共下水道の世帯が払うお金、企業、事業所も払っていると思うんですけど、そういう金額でいいんですか。ほかにまだ収益があるのか。それで、何世帯を見込んでいて、今回補正の6,900万円の減額になったということは、見込みより少なかったのはどういう理由だったのか。見込みを少なくするものですから、予定よりも対象の世帯数が減ったとか、金額的に需要が減ったとか、その辺がわからないので。

○天野下水道課長 今回の補正に伴いましては、使用料の減額はしてございません。実際補正の対象となっておりますのは、先ほど言った国庫交付金の関係と、それから、特別会計から企業会計に移行したときの決算に伴います確定と、それから、人件費の補正のこの三本柱でございまして、使用料等につきましては従前と変更はございません。

○深田委員長 その使用料というのは、どこの項目になるのかしら。

○天野下水道課長 使用料に関しましては、今回の補正の対象となっていないものですから、実際にそれは予算書のほうに出てきていないんですけれども、予算書のほうにおきますと収入の部で、下水道事業収益で営業収益というところがございまして、そのところに下水道使用料、他会計負担金、その他営業収益というものがございまして、下水道使用料に関しましては公共下水道の使用料、それから、その他営業収益等は手数料等になってございまして、それで、今回の補正の対象にはなってございません。当初予算書のほうには入っておるんですけれども、今回の補正予算のほうは対象となったものだけ、関連するものだけ対応させていただいておりますので、わかりづらくて大変申しわけございません。

○太田副委員長 委員長に戻します。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第95号「令和元年度焼津市公共下水道事業会計補正予算(第1号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第105号「焼津市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

副委員長、交代してください。

○太田副委員長 交代します。

○深田委員長 「心身の故障」という言葉がどういうふうに解釈したらいいのか。例えば、

障害手帳を持っているとか、精神障害、知的障害、そういう手帳を持っているならわかるけど、別にそういうものもなく、心身の故障というのを医師が何か判断しなければ、勝手に、誰があなたは心身が故障していますねと判断するのか。定義がはっきりわからないと思うんですけど。

○天野下水道課長 ただいまの「心身の故障により」というところなんですけれども、市長が認めたものというふうに判断をさせていただくんですが、私どもといたしましては、下水道条例の施行規則第6条の2を受けまして、下水道排水設備指定工事店の指定の申請書というのを出していただくのですけれども、それとあわせまして、欠格事項に該当しないこと、誓約書の提出を求めているものですから、その審査におきましては、口頭で確認をさせていただくものですから、そのときの誓約書につきまして、実際に求めているわけではないんですけれども、例えば、そういったことを証明するようなもの等がございましたら、そういったことを添付していただくことも1つの方法かと思うんですけれども、そこまでの提出は求めておりません。あくまでも誓約書の提出だけで、判断するというので考えてございます。

○深田委員長 ということは、誓約書を提出できない人たちを心身の故障というふうに定義するという事なんですか。

○天野下水道課長 今回の改正が、基本的に欠格状況の確認、やめることをやめるという条例の改正ものですから、実際にはだめですよということではなくて、聞き取りをしながら確認をさせていただければなというふうには考えておるんですけれども。実際にやれますよということであるならば、私どものほうはそのままやっていただきたいと考えておりますし、実際に自分としてはこれは難しいよというような、欠格状況に該当するからできませんよというような自己申告があれば、それはそのとおりの話をさせていただいて、難しいということで自己で判断していただくのであれば、これはそのまま受けるべきなのかなというふうには考えてございます。そこまでの細かい取り決めはないんですけれども、実際には御本人様の御意思によるものと、あとは個別に御相談をさせていただいて確認をさせていただく中で、判断させていただければというふうに考えてございます。

○深田委員長 そうすると、心身の故障という言葉よりも、本人の意思によりできないというような言葉のほうが、すっきりするんじゃないかなと思いますけど、この心身の故障という言葉はどこの市町も同じように使っている言葉ということなんですか。

○天野下水道課長 今回の条例の改正につきましては、国のほうから標準条例というものの提示がございまして、そちらの中に記載されている内容をそのまま準拠して入れておりますので、国のほうから、こういうような内容でしてくださいというような標準条例に基づいて改正しているものでございますので、どこの市町もほぼ同様な内容で改正をされているというふうに把握しております。

以上です。

○太田副委員長 委員長に戻します。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第105号「焼津市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」は

全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

- 深田委員長 以上で環境部所管の議案の審査は終了した。  
以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。  
これで市民福祉常任委員会を閉会とする。

閉会（11：04）